

障害者手帳(身体・精神)をお持ちの皆さんへ

マイナンバーを使った情報連携に関するお知らせ

- ▶ マイナンバーは、国民の皆さん一人ひとりが持っている番号です。
- ▶ 市役所等の窓口で申請などをする際、この番号を使うと、市役所等が関係機関に問合せをするだけで、皆さんの手帳情報などを得ることができます。
この仕組みを「情報連携」といい、情報連携が可能になると、申請者が手帳のコピー等を提出する必要がなくなり、便利になります。

平成30年7月頃までは障害者手帳が必要です

- ▶ ただし、障害者手帳については、マイナンバーを使った「情報連携」が当面延期されており、平成30年7月頃までは、これまでと同じく、**障害者手帳のコピー添付等が必要です。**
- ▶ 市役所等で申請を行う際は、**引き続き障害者手帳のご持参をお願いいたします。**
- ▶ **障害者手帳に書かれた住所・氏名等が変わっても、市役所等で変更の手続きをしていない場合などは、平成30年7月以降も、マイナンバーを使った情報連携が行えない可能性**があります。

お心当たりのある方は、お住まいの自治体の市役所等で手続してください。